

令和6年度鶴岡市温海地域家族まるごと移住体験事業業務委託
プロポーザル実施要領

1 案件名称 令和6年度鶴岡市温海地域家族まるごと移住体験事業業務委託

2 業務の目的

温海地域内保育園での一時預かりを伴うワーケーションプログラムを通じて、都市圏在住の教育に関心の高い家族層に、鶴岡市および温海地域を知っていただき、地域で推進している「自然に親しむ保育」や「子育て世代に選ばれる教育環境」を体験いただくことで、子育て世代の関係人口を創出するとともに、地域外で多様に生活する人々との交流を通じた地域の活性化を目的とする。

3 業務概要

(1) 業務場所 鶴岡市温海地域内

受入保育園…鼠ヶ関保育園（山形県鶴岡市鼠ヶ関字横路 806）

利用宿舎…温海地域内の宿泊施設を利用

(2) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月7日まで

(3) 業務内容

温海地域内の鼠ヶ関保育園及び宿泊施設を活用した一時預かり保育を伴うワーケーションプログラムを提供する。

なお、事業の実施に際しては、以下の2点を必要条件とする。

①【事業ターゲット層】

主に「自然豊かな地域での教育に関心の高い20代～40代の子育て世代」をターゲット層として設定し、当該層に対応した方法で利用者を募集すること。

②【スケジュール設定】

海に面した温海地域の地域性をより発揮できる夏季期間（7月下旬～8月）の利用者受入が出来るようにスケジュールを設定し、6月下旬までには利用者の募集を開始出来る体制を整備すること。

本事業について想定している主な業務は次のとおり。

※ 具体的内容については、別紙仕様書を参照のこと。

① 事業マネジメント業務

② 利用者の募集・問合せ対応業務

③ 関係者間調整業務

- ④ 利用者対応業務
- ⑤ 滞在後の対応業務

4 委託費

委託費の上限は6,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
なお、委託費は前項の想定している主な業務の実施に係る費用とする。

5 選定方式及び契約方法

本業務は、受託事業者が独自に持つ企画力、集客力等を活用した事業展開を行うものであることから、競争入札による金額の比較ではなく、業務実施方法の提案を公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続開始の申立中、又は構成手続中ではないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」及び「鶴岡市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）」に規定する暴力団または、暴力団員もしくはその構成員の利益につながる活動を行うものではないこと。
- (5) 租税公課の滞納がないこと。
- (6) 第一種もしくは第二種旅行業の登録事業者であること。

7 参加申込の手続等

(1) 担当部署

〒999-7205 山形県鶴岡市温海戊577番地1
鶴岡市温海庁舎総務企画課（鶴岡市温海庁舎3階）
電話（ダイヤルイン）0235-43-4611
メールアドレス somu-at@city.tsuruoka.yamagata.jp

(2) 選考スケジュール

公告	令和6年4月1日(月)
実施要領等の配付期間	令和6年4月1日(月)～ 同年4月15日(月)正午まで
質問書受付期間	令和6年4月1日(月)～ 同年4月8日(月)午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年4月10日(水) 市ホームページに掲載する
参加申込書の受付期間	令和6年4月15日(月)正午まで
企画提案書の提出者の選定通知	令和6年4月15日(月)
企画提案書の受付期間	令和6年4月16日(火)～ 同年4月24日(水)正午まで
プレゼンテーション(ヒアリング)の実施	令和6年4月26日(金)
企画提案書の選定通知	令和6年5月上旬予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間 令和6年4月1日(月)～同年4月15日(月)まで

イ 配付場所 鶴岡市ホームページからダウンロードしてください。

鶴岡市 入札公告ページ

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatukoukoku/index.html>

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 令和6年4月1日(月)～同年4月15日(月)正午まで

(2) 提出場所 7(1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出してください。ただし、鶴岡市競争入札参加者名簿に登録している場合は、エ、オ、カ及びキは提出不要です。

(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式1)

イ 商業登記簿謄本(写し可)

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

エ 市税の完納証明書

(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式3)を提出すること。)

オ 納税証明書(写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書)

カ 印鑑証明書(原本)

キ 委任状兼使用印鑑届(様式2)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。また、実印と異なる印鑑を契約・代金の請求等に使用する場合も提出すること。)

ク 旅行業登録票(写し)

9 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

8で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行い、提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

10 企画提案書の提出

(1) 受付期間 令和6年4月16日(火)～同年4月24日(水)正午まで

(2) 提出場所 7(1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 企画提案書の作成方法及び提出部数

① 企画提案書は、A4版20ページ以内とする。

② 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

項目	内容
実施方針	本事業に対する考え方、取組み方針
実施体制	事業を遂行する際の実施体制 業務に必要な経験・知見の有無
周知方法	周知媒体・回数など利用者を募る際に用いる周知方法 事業者が独自に有する集客能力
スケジュール	本業務全般におけるスケジュール
実績	国内で実施した同種・類似事業の実績

提案見積額	事業を実施する際の見積額と積算根拠
-------	-------------------

③ 提出部数 7部

11 企画提案書の評価及び評価方法

10で提出された企画提案書をもとに令和6年度鶴岡市温海地域家族まるごと移住体験事業業務委託受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 実施日 令和6年4月26日（金）午前10時 開始予定

イ プレゼンテーションに係る内容、方法等の詳細については、参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

(2) 評価方法

選定委員会において、次の審査基準および配点に基づき、提案内容を総合的に評価し、評価が最も高い企画提案者を本業務の受注候補者として選定する。

なお、審査対象が1者の場合は、委員会での採点平均が60点以上の評価を得ていることを選定の要件とする。

審査基準及び配点

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
①実施方針	本事業の目的・条件・内容に合致しているか。	10点
②実施体制	事業を遂行できる実施体制は整っているか。	20点
	業務に必要な経験・知識を有しているか。	10点
③スケジュール	地域として最も訴求力の高い夏季に向け、利用者の募集を行えるスケジュールとなっているか。	20点
④周知方法	HP・SNS・会員サイト等で、本事業について十分に事業を周知する能力を有しているか。	20点
⑤実績	国内で同種、類似の事業を行い、十分な実績があるか。 国・県等で優良事例として挙げられた実績はあるか。	10点
⑥提案見積額	提案内容・スケジュール等を勘案し、見積金額は合理的か。	10点
合計		100点

(3) 受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に受注候補者および次順位者を特定する。

(4) 選定結果（様式4）の通知

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定するものではない。通知後、鶴岡市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 非選定理由に関する事項

ア 選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、非選定理由の説明を求めることができる。

イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

ウ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

受付場所 7（1）の担当部署に同じ

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ① 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ② 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、選定委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(7) 評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果同点になった場合は、選定委員会にて再度協議を行い、受注候補者を決定する。

12 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、選定委員会を経て特定した受注候補者と、業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書を提出していただき、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額は企画提案書に記載した見積額と同額になるとは限らない。
- (3) 受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

13 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 4の委託費の上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合
- (8) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (9) その他市の指示に違反する場合

14 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、国内業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、鶴岡市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部署に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ鶴岡市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、鶴岡市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して鶴岡市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。